

## 尾道市建設工事共同企業体取扱要綱

昭和54年 8月 7日 制 定  
平成 2年 5月15日 一部改正  
平成 2年 7月17日 一部改正  
平成 4年 4月 1日 一部改正  
平成 7年 6月29日 一部改正  
平成 9年 4月 1日 一部改正  
平成12年11月 1日 一部改正  
平成13年 6月15日 一部改正  
平成23年 3月15日 一部改正  
平成25年 4月 1日 一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、地元建設業者（本市の区域に主たる営業所を有する建設業者をいう。）の健全な育成を図るとともに、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）の共同施工による安定的施工を確保するため、本市が発注する工事に係る共同企業体（特定の工事の共同施工を目的としてその都度結成される特定建設工事共同企業体をいう。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 共同企業体の活用は、工事の規模、性格等を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められる場合に行うものとする。

2 共同企業体により施工する工事は、設計金額が次表左欄に掲げる工事の種類に応じ同表右欄に掲げる金額以上で、かつ、その工期、工事内容、技術的特性、現場状況等を総合的に勘案し、建設工事等指名業者審査会（以下「審査会」という。）が共同企業体による施工が適当と認めた工事とする。ただし、設計金額が次表に掲げる金額未満の工事であっても、審査会が共同企業体による施工が適当と認めた場合は、この限りでない。

建設工事の種類	発注の標準となる金額
土木一式工事	3億円
建築一式工事	3億円
その他の工事	2億円

3 単体で施工できる業者がいると認められるときは、審査会の審議を経て、

市長が認めた場合は、単体企業と共同企業体との混合入札をすることができるものとする。

(共同企業体の要件)

第3条 共同企業体は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

すべての構成員が、当該年度の尾道市建設工事等競争入札参加者資格審査規程(昭和53年訓令第7号)により審査を経て当該工事に対応する業種の競争入札の参加者の資格を有すること。

すべての構成員が、当該工事に対応する業種に係る建設業の許可を有してから5年以上の営業年数その他相当の施工実績を有すること。

すべての構成員が当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

構成員の数は、2又は3業者とし、工事ごとに定める。ただし、大規模工事については、この限りでない。

構成員の組合せは、最上位等級に格付けされた業者同士の組合せ又は最上位等級に格付けされた業者と第二位等級に格付けされた業者の組合せとする。ただし、施工技術上特段の必要性がある場合に限り、第三位等級に属する業者を構成員とすることができる。

各構成員の出資比率の最小限度基準は、構成員数を2業者とするときは30パーセント、構成員数を3業者とするときは20パーセントとする。ただし、すべての構成員を地元建設業者で構成する場合は、この限りでない。

代表者は構成員のうち施工能力の大きい者(等級の異なる者による組合せにあつては、上位等級の者)とし、その出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(共同企業体の結成手続)

第4条 共同企業体の結成は、構成員の任意の組合せによる自主結成とする。

2 共同企業体の構成員は、同一工事に係る他の共同企業体の構成員となることができないものとする。

3 共同企業体を結成しようとする者は、所定の期日までに共同企業体協定書を持参により提出するものとする。

4 前項の共同企業体協定書を提出しなかった者は、当該工事の入札を無効として取り扱うこととする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。